

平成 29 年 7 月 10 日

各 施 設 長 様
各 管 理 者 様

名 古 屋 市 健 康 福 祉 局
高 齢 福 祉 部 介 護 保 険 課 長

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

施設給食の衛生管理につきましては、日頃より格別のご配慮をいただきありがとうございます。

みだしの件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長より通知がありましたので、お知らせします。

食中毒調査結果によると、食中毒の発生原因の多くは、一般衛生管理の実施の不備によるものとされています。

その点を踏まえ、毎日の調理従事者の健康状態の確認及び記録の実施等について、大量調理施設衛生管理マニュアルの一部が改正されました。

なお、引き続き、大量調理施設のみならず、中小規模調理施設においても、本マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底をお願いします。

介護保険課 指導係
052-972-4628 小野